

急性灰白髄炎(ポリオ) 定期予防接種の変更のお知らせ

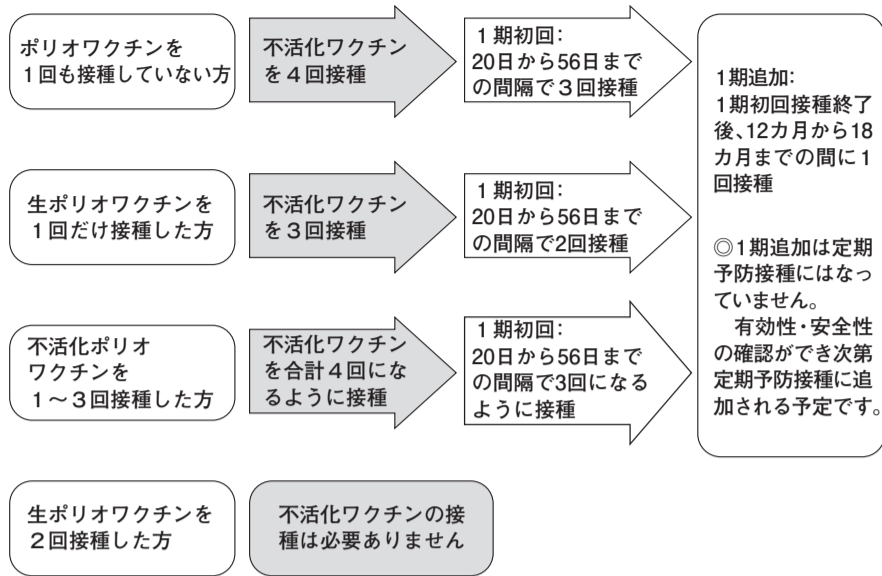
九月一日(土)から定期予防接種の使用ワクチンが生ワクチンから不活化ワクチンに切り替えられます。これに伴い、実施方法を集団接種から、他の予防接種と同様の個別接種に変更します。

変更後
 生後三か月から生後九十か月(七歳六か月)未満の方

対象
 平成二十四年五月三十一日生まれの方で生ワクチンを二回接種していない方には八月末に「予診票・お知らせ・医療機関名簿」を送付
 ・九月以降は生後三か月に達する月の初旬に「予診票・

別図

接種したワクチンと回数によって、不活化に切り替えた際の接種必要回数が異なります。



助成額 四千元 助成方法

対象
 過去五年以内に肺炎球菌予防接種を受けていない方で、次のいずれかに該当する区内在住者
 ・六十五歳以上の方(昭和二十三年一月一日以前に生まれた方)
 ・六十歳以上六十五歳未満(昭和二十三年一月二日から昭和二十八年一月一日に生まれた方)で身体障害者手帳一級の内部障害者(心臓・じん臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の方)

※問合せ先
 中央区保健所健康推進課 予防係 ☎(3541)5930

高齢者等肺炎球菌予防接種費用の一部助成のお知らせ

肺炎は、高齢者の方にとつて重篤になりやすい病気です。肺炎の約半数が肺炎球菌によるものといわれています。区では、その予防に有効とされているワクチンの予防接種費用の一部助成を行います。

助成期間
 平成25年3月31日(日) 9月1日(土)～

対象
 平成25年3月31日(日) 9月1日(土)～

助成額
 四千元

助成方法
 中央区保健所健康推進課 予防係 ☎(3541)5930

◎今までの接種歴によって不活化ワクチンの必要回数が異なります(別図参照)
 ◎一期追加接種は九月の省令改正では定期予防接種になつていません。今後、有効性・安全性の確認がとれてから定期予防接種に追加される予定です。

よる健康被害についても予防接種法の適用外になります。
 ◎医療機関によって予約制や予防接種の曜日が決まっています。前日に医療機関にご確認ください。
 ※問合せ先
 中央区保健所健康推進課 予防係 ☎(3541)5930

別表1

| 日時 | 臨時更新窓口 |
|---|---------------|
| 9月21日(金)～28日(金) (土・日曜日・祝日を除く) 午前10時～午後3時30分 | 区役所8階第3会議室 |
| 9月18日(火)～21日(金) 午前10時～午後3時30分 | 日本橋区民センター2階洋室 |
| 9月11日(火)～20日(木) (土・日曜日・祝日を除く) 午前10時～午後3時30分 | 月島区民センター1階会議室 |

◎会場によって開設日が異なりますのでご注意ください。

別表2

| 本人の平成24年度の住民税 | 区分 | 費用 | 持参するもの |
|---------------|------------------------|---------|--|
| 課税の方 | 平成23年中の合計所得金額が125万円超の方 | 20,510円 | ①シルバーパス更新申込書 ②現在使用中のシルバーパス(有効期限が平成24年9月30日(日)のもの) ③住所・氏名・生年月日が確認できるもの(健康保険証、運転免許証、住民基本台帳カード(写真付)など) |
| | 平成24年度経過措置に該当する方 | 1,000円 | 上記①～③と同じ ④平成23年中の合計所得金額が125万円以下であることを確認できるもの(下記のうちいずれか) ア 平成24年度介護保険料納入(決定)通知書 イ 平成24年度住民税課税証明書 ◎平成23年中の合計所得金額が125万円ちょうどの方はイを提示してください。 ◎平成23年度経過措置のうち、平成17年度の住民税が非課税であったことにより、1,000円でパスの発行を受けた方はア、イの提示は必要ありません。 |
| 非課税の方 | | 1,000円 | 上記①～③と同じ ④住民税が非課税であることを確認できるもの(下記のうちいずれか) ウ 平成24年度介護保険料納入(決定)通知書(所得段階区分欄に「1」、「2」、「特例3」、「3」、「特例4」、「4」のいずれかの段階が記載されたもの) エ 平成24年度住民税非課税証明書 オ 生活保護受給証明書 |

◎毎年6月中旬頃に区から郵送されている介護保険料納入(決定)通知書の再発行はできません。お手元のない方はほかの書類をご用意ください。
 ◎住民税(非)課税証明書をご利用の方は、更新期間中は混雑が予想されますので、区役所2階税務課、日本橋・月島特別出張所で事前に取得してください(無料)。なお、所得の申告をしていない方は区役所2階税務課で申告の手続きが必要です。

東京都シルバーパスの更新手続き(9月中)

現在シルバーパスをお持ちの方には、八月下旬に(社)東京バス協会から「シルバーパス更新手続きのご案内」が届きます。

更新を希望される方は「ご案内」を必ずお読みいただき、必要書類をご用意の上、別表1の「臨時更新窓口」で九月中旬に手続きをしてください。

費用および必要書類
 別表2のとおり

平成二十四年度経過措置
 平成二十四年度の住民税が「課税」の方であっても、次のいずれかに該当する方は千円でパスを購入できます。

①平成二十三年度経過措置のうち、平成十七年度の住民税が非課税であったことにより、千円で購入した方

更新を希望される方は「ご案内」を必ずお読みいただき、必要書類をご用意の上、別表1の「臨時更新窓口」で九月中旬に手続きをしてください。

※問合せ先
 ・シルバーパスの更新・内容
 ☎(3546)5272

介護保険料納入(決定)通知書については
 ☎(5308)6950

介護保険課介護支援係
 ☎(3546)5641

住民税(非)課税証明書の発行については
 税務課収納係
 ☎(3546)5276

申告の手続きについては
 税務課課税係
 ☎(3546)5272